

船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年11月25日 17時50分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位097° 11.5海里 付近 (概位 北緯40° 54.2′ 東経141° 39.1′)
インシデントの概要	漁船第五十八 ^{はつちあし} 初榮丸は、パラシュート型シーアンカーの揚収作業中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年12月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十八初榮丸、19トン AM2-6364（漁船登録番号）、個人所有 第210-44534号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、波向 西北西、波高 約1.5m、潮流 南東流
インシデントの経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、むつ小川原港東方沖において、船首から投入していたパラシュート型シーアンカー（以下「パラシーアンカー」という。）を揚収作業中、機関を後進にかけたところ、えい索が推進器に絡まり、航行不能となった。 本船は、船長が僚船に救助を依頼し、青森県八戸市八戸港にえい航された後、潜水業者により推進器に絡まったえい索が除去された。 船長は、えい索が船底に潜り込み、船尾方に流されていることに気付いていなかった。 船長は、本インシデント後、潮流がふだんよりも強かったと思った。
分析	本船は、パラシーアンカーの揚収作業中、船長がえい索の状況を確認せずに後進をかけたことから、えい索が推進器に絡んで機関の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、パラシーアンカーの揚収作業中、船長がえい索の状況を確認せずに後進をかけたため、えい索が推進器に絡んで機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機関を使用する際は、推進器付近にシーアンカー等のロープがないことを確認すること。
-----------	--